

(略)

東京都監査委員	大	津	ひろ子
同	高	橋	信博
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和元年11月29日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、都議会議員A（以下「都議A」という。）に雇用され政務活動補助業務に従事していた請求人は、平成30年11月2日、会派控室において同会派に所属していた元都議会議員B（以下「元都議B」という。）により正当な業務の遂行を妨害され、会派控室からの退去を強いられ、業務の中断と会派控室の外での待機を余儀なくされたところ、当該時間分の人件費相当額4,375円が政務活動費から支出（以下「本件支出」という。）される結果となり都に損害が生じたため、原因者である元都議Bに対して本件支出の都への返還を求める等の措置を講じるよう、都監査委員から都知事等に勧告することを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件請求において、請求人は、本件支出によって都への損害が生じたとしており、その根拠として、元都議Bの行為により請求人が業務の中断と会派控室の外での待機等を余儀なくされた時間が、「業務を遂行し成果を生み出すことは不可能な状態に置かれて」いた時間であったため、東京都政務活動費の交付に関する条例（平成13年東京都条例第24号。以下「都条例」という。）が規定するところの議員が行う調査研究や政策立案等に要する経費を対象として交付する政務活動費の目的を達することができなかつたためと主張している。そして、請求人は、その責は原因者である元都議Bが専ら負うべきであるとして、都において元都議Bに対し本件支出の都への返還を求める等の措置を講じるよう要求している。

しかし仮に、本件支出が不当に都の損害を伴うものであったとするならば、都条例に基づき会派に対して交付される政務活動費の仕組みに照らして、都へ返還すべき主体は会派である。また仮に、請求人が主張するとおり、当時会派幹事長であった元都議Bの行為がその地位に鑑みて適切さを欠くとしても、それはあくまで請求人若しくは都議A又は会派と元都議Bの間で何らかの損害が生じたかどうかの問題であって、都と元都議Bとの関係で言えば、都が損失を被り元都議Bが利得を得るといような関係にはないから、都は元都議Bに対し損害賠償又は不当利得返還の請求権を取得すべき立場になく、請求人が要求する措置を講じるよう都監査委員が勧告することはできない。

本件支出のように、政務活動費が議員の政務活動の補助業務に従事する職員の人件費に支出されることは、都条例第1条の2第2項別表において、「会派又は議員が政務活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費」が調査活動補助費として、政務活動費を充てることができる経費の範囲等に認められており、一般的に適正であるが、本件請求では、元都議Bの行為により都に具体的にどのような損害又は損失が生じたのかについて客観的な事由の疎明がなく、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性を客観的に摘示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。